

令和 7 年第 3 回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 7 年 3 月 27 日（木）

午後 1 時 30 分

場所・座間市役所 6 F 全員協議会室

第 3 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 7 年 3 月 27 日、第 3 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

2	草 薙	初 夫	9	鈴 野	伸 吾
3	若 菜	成 之	10	吉 川	浩 正
4	曾 根	将 彦	11	市 川	芳 明
7	吉 川	充	12	山 村	優 子
8	小 泉	聡			

会議を欠席した委員

1	森 川	保	5	池 上	元 徳
6	吉 川	稔 恒			

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 田 川 敦 子 |
| 2 | 事務局次長 | 曾 根 和 士 |
| 3 | 庶務係 長 | 河 野 誠 |
| 3 | 主 事 補 | 束 田 佑太郎 |
| 4 | 主 事 補 | 関 口 裕 介 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第5号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第6号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第10号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 議案第11号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第12号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 議案第13号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 9 議案第14号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定について
- 10 議案第15号 農用地利用集積計画について

その他

午後 1 時30分開会

- 議長 ただいまの出席委員は 9 人で、定足数に達しております。
- これより令和 7 年第 3 回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。
- それでは、本日の議事に入ります。
- 本日の議事日程は、お手元に配布されておりますとおり定めましたので、ご了承願います。
- なお、1 番森川保委員、5 番池上元徳委員、6 番吉川稔恒委員から欠席届が出ておりますので報告します。
- 日程第 1、議事録署名委員の指名について。
- 座間市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、3 番若菜成之委員、10 番吉川浩正委員の両名を指名いたします。
- 次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。
- 事務局 それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。
- まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 7 年 2 月 26 日（水）から令和 7 年 3 月 26 日（水）までの概要でございます。
- 先月、2 月 26 日（水）、この場所におきまして、令和 7 年第 2 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、2 件、2 筆の農地転用、農地法第 5 条、10 件、30 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。
- 議案としましては、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、1 件、1 筆、非農地証明の発行について、1 件、1 筆、生産緑地法第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者証明の発行について、1 件、2 筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1 件、1 筆、農用地利用集積計画について、貸手 1 名、借人 1 名の以上 5 議案についてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をいたしました。
- 続きまして、3 月 11 日（火）には、平塚市の J A 全農営農・技術センターと小田原水産市場を訪問し、農業委員会視察研修を実施しました。
- 3 月 18 日（火）には農地部会を開催しております。農地部会では、本日の議案に対し、現地確認と事前協議を行いました。
- 続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 5 件でございます。内容

は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理いたしました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第5号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第6号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出についてを事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第5号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年3月27日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第6号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年3月27日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目、畑が1筆、地積合計、674㎡。

農地法第5条届出について、地目、畑が1筆、地積合計、793㎡。

合計としまして、畑が2筆、地積、1,467㎡、地積合計、1,467㎡、届出件数が2件でございます。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第10号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第10号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年3月27日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の3ページを皆様ご覧ください。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に3年ごとに税務署に提出する、引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。

座間市栗原中央三丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さんからの申請です。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年3月30日から令和7年3月27日。

特例適用農地につきましては、番号1から番号5までの栗原中央4丁目の、地目、田、5筆、地積合計、1,362㎡です。

場所につきましては、案内図4ページをご覧ください。

こちらは、栗原交番の北西に位置する目久尻川沿いの市街化区域内の畑、5筆です。

こちら、登記地目は田となっておりますが、農地の現況といたしましては、畑でございます。

お手元のタブレットまたはテレビモニターにて現況写真を用意しましたので、それぞれご確認をお願いいたします。

■■■■■さんは、平成24年に夫の■■■■■さんからの相続により、相続税の納税猶予を受けられ、今回、4回目の引き続きの証明となります。

農業経営は、息子さんと共に耕作をしておるということです。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、議案第10号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

吉川浩正副部長より協議概要の報告を求めます。

吉川（浩）農地副部長 本日は3月18日の農地部会に会長の市川さんが欠席されたため、副の私が

務めさせていただきます。まだ不慣れてございますが、どうかよろしくお願いいたします。

日程第5、議案第10号、引き続き農業経営を行っている旨の証明、これは3月18日の農地部会で現地を確認しに行きました。

4ページの構図を見てのとおりですけれども、目久尻川沿いに近い場所で、公図の写真では少し分かりづらいですけれども、公図②はハウスが建っていきまして、③に農業用の倉庫が2棟建っています。⑤も耕耘されていたと思います。全体的に見て、農業用に利用されていると思います。

農地部会で協議・検討した結果、問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

議長 議案第10号の地区担当委員は曾根将彦委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾根委員 奥様は、くりはら米ディに野菜をいろいろ出荷していきまして、農業経営を一生懸命やられております。特に問題ないと思われます。

以上です。

議長 農地副部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第10号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部会長報告は「承認」であります。副部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第11号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第11号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年3月27日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料は5ページをご覧ください。

申請人は、座間市座間1丁目■■■■■にお住まいの■■■■■さんからの申請でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年4月28日から令和7年3月27日。

特例適用農地につきましては、番号1、相模が丘3丁目■■■■■、地目、畑、地積、1,256㎡。番号2、相模が丘3丁目■■■■■、地目、畑、地積、169㎡の2筆で、合計、1,425㎡でございます。

場所につきましては、6ページの案内図をご覧ください。

相模が丘コミュニティセンターの南側にある市街化区域内の畑、2筆です。

現況は写真でご確認をよろしくお願いいたします。

■■■■■さんは、令和3年に当該農地を相続しまして納税猶予を受けられており、今回が1回目の引き続きの証明の申請でございます。

農業経営といたしましては、当該農地のほかに合計4反ほどの農地で耕作をされており、農機具は、トラクター、耕耘機、田植機などを所有し、農業をされている方でございます。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第11号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

吉川浩正副部長より協議概要の報告を求めます。

吉川（浩）農地副部長 これも3月18日の農地部会で現地確認しました。公図を見れば分かるのですが、周りが本当に住宅が多くて、写真を見てのとおりで、トラクターでよく耕耘されてきれいになっています。広い場所でよく管理されています。

構図②の1筆が169㎡で、細長くL字型になっています。周りが道路や住宅が建ち並んでいて、座間に住んでいて、ここまで来るのは少し大変なのに、よく管理されていると思いました。

農地部会で協議・検討した結果、問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

議長 議案第11号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川（充）委員　私も農地部会で現地確認いたしました。この農地では、毎年、サツマイモ、ジャガイモなどが作付されていますし、農地もきれいに管理されていますので、承認に問題ないと思います。

以上です。

議　　長　農地副部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第11号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部会長報告は「承認」であります。副部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議　　長　挙手全員。よって、議案第11号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第12号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事　務　局　日程第7、議案第12号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年3月27日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の7ページをご覧ください。

まず申請人は、座間市新田宿■■■■■にお住まいの、■■■■■さんからの申請です。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年3月30日から令和7年3月27日。

特例適用農地につきましては、番号1、新田宿中屋敷■■■■■、地目、田、地積、753㎡です。

案内図は、資料の8ページをご覧ください。

ご自宅裏の田畑で、市街化区域内の農地になります。

現況写真も併せてご確認をお願いいたします。

■■■■■さんは、平成21年に祖母が亡くなり、■■■■■さんが相続し、納税猶予を受けられ、

今回５回目の申請となります。

農業経営ですが、 さんは会社に勤めながら、奥さん、弟さんと耕作をされております。

農機具は、トラクター、田植機等を所有され、耕作をされております。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、議案第12号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

吉川浩正副部長より協議概要の報告を求めます。

吉川（浩）農地副部長 これも農地部会で３月18日に現地を確認しております。公図を見てのとおりなのですが、お住まいが農地の隣で、田ですので、去年、作付されています、耕耘されています。きれいです。住まいと田の間になるのですが、その場所が畑の部分で、約164㎡で、キャベツ、サヤエンドウ、タマネギなどが植えてありました。

農地部会で協議・検討した結果、問題ないと思います。

よろしく願いいたします。

議 長 議案第12号の地区担当委員は若菜成之委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

若 菜 委 員 今、副部長が言われたとおりです。 さんは、８ページの①の右側が母屋です。母屋に近いほうを埋め立てて畑にしてあるということで、きれいにやられています。問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地副部長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第12号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 挙手全員。よって、議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年3月27日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の9ページをご覧ください。

申請人は、座間市入谷西四丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さんからの申請です。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年3月30日から令和7年3月27日。

特例適用農地につきましては、番号1、入谷西4丁目■■■■■、地目、畑、地積、641㎡です。

案内図は、資料の10ページをご覧ください。

入谷の自宅裏の畑、1筆、市街化区域内の農地です。

■■■■■さんは、平成15年の相続で納税猶予を受けられており、今回が7回目の引き続きの証明となります。

現況写真も併せてご確認をお願いいたします。

■■■■■さんが所有する農地はこの1筆のみで、弟や息子、娘と一緒に、耕耘機を所有し農地を管理しております。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、議案第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

吉川浩正副会長より協議概要の報告と併せ地区担当委員としての発言を求めます。

吉川（浩）農地副会長 これも農地部会で3月18日に現地確認しました。農地が申請者宅の裏になります。写真で見ても分かるように草が出ていて、あまり管理されていないように見えます。■■■■■さんもお高齢のため杖をついて歩いていますので、家族みんなで農作業をやっていると思われます。特に夏物野菜、ダイコン、ナスなどを植えているみたいです。家族の方によると、これから夏物野菜をまくのに、これから耕耘をされるみた

いで、近いうちに農協にお願いしてトラクターで耕耘する予定です。

それで、農地部会で協議・検討した結果、年間を通して耕耘して管理するという
ことを伝えて、今の時点では問題ないです。

よろしくお願いいたします。

議長 農地副部会長の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ござい
ませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、副部会長報
告は「承認」であります。副部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手
を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第13号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議案第14号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事
業計画の認定についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、[]委員は当事者でございます。
農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。
しばらくの間、退席をお願いいたします。

([]委員 退室)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第9、議案第14号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の
認定について。

別紙記載の都市農地の貸借は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項
の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和7年3月27日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

本件につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成30年9月1日に
施行されたことにより、市街化区域における生産緑地に指定された農地を相続税の納
税猶予を受けたまま貸し借りができるようになりましたが、当該制度に基づき農地を
借り受けるため、座間市に対し事業計画書の提出があり、同法第4条第3項の規定に
より、市長から当該事業計画の認定について意見を求められたものです。

資料は11ページをご覧ください。

まず、貸手ですが、座間市南栗原六丁目 にお住まいの、 さん。座間市入谷西三丁目 にお住まいの、 さんと さんです。

貸借の対象となる農地は、西栗原1丁目 、地目、畑、面積が1,487㎡です。利用権の種類は、使用貸借。

借人につきましては、座間市西栗原二丁目 にお住まいの、 さん。

貸借の期間といたしましては、令和7年4月1日からの4年9箇月となっております。

農地の場所は、12ページの案内図をご覧ください。

こちらは、国道246号西原交差点付近の市街化区域内、生産緑地の畑、1筆です。

この都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定につきましては、借手側が当該農地周辺の生活環境と調和の取れた農地の利用を確保すると認められることや、生産物の一定割合を地元直売所等で販売するなど、都市農業の有する機能の発揮に資する耕作事業であるかどうかを審査していただくものになります。

借手の さんですが、認定農業者で、水稻及び露地野菜、それぞれ1町歩、施設花卉を400坪で農業経営をされている方です。

なお、今回の事業計画では、当該農地でキャベツ、ブロッコリー、ネギを作付する計画となっております。

所有する農機具は、一通りの機具を所有し、耕作をしておられます。

事業計画の内容につきましては以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、議案第14号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第14号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第14号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、[]委員の入室を許可します。事務局で案内をしてください。

([]委員 入室)

議長 []委員にお伝えいたします。ただいま、議案第 14 号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定については、全員の賛成で承認しましたので、申し伝えます。

次に、日程第 10、議案第 15 号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。
事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第10、議案第15号、農用地利用集積計画について。
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和 7 年 3 月 27 日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の13ページをご覧ください。

農用地利用集積計画は、旧農業経営基盤強化促進法に基づき、座間市において基本的構想を定め農作業や農地の管理を任せたい農地所有者と農地を借りて経営規模を拡大したい希望を持つ農業者との間に市が入り、農地の貸し借り等を農地法によらずに行うものです。農地の集約を図り、農作業の効率化等を促進するための事業です。

農地の貸し借りの申出内容を市が農用地利用集積計画にまとめ、農業委員会の承認を経て公告することで貸借の効果を生じさせるものです。

対象農地は、通番 1 から通番 6 までの、田、合計、6 筆です。

貸手の氏名、住所、所在地、利用権の種類、借人の氏名、住所、始期、終期、期間につきましては、資料のとおりとなります。

なお、通番 6 の農用地利用集積計画は、農地中間管理事業を利用した貸し借りですので、同じ筆に対して二つの集積計画が提出されたものです。

場所につきましては、14ページから16ページの案内図をご覧ください。

座間高校の西側の入谷の田、4 筆と、続いて、西中学校の西側に位置する新田宿の田、1 筆、及び新田宿四ツ谷コミュニティセンターの北東側に位置する田、1 筆です。

この農用地利用集積計画につきましては、借手側の適格性の審査をしていただくものとなりますが、今回の借人は4名となります。

まず、[]さんは、現在74歳。5反ほどの農地で水稻を栽培し、農業経営をされております。

次に、[]さんについてですが、現在75歳。7反ほどの農地にて水稻を栽培し、農業経営をされております。

続いて、[]さんにつきましては、現在77歳。本市認定農業者で、水稻1町8反、露地野菜や果樹を1町歩ほどの農地で行い、耕作をされております。

最後の、[]さんは、現在49歳。本市認定農業者で、専業で農業経営をされており、主たる経営作物は水稻となります。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、議案第15号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第15号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第15号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局から何かありますか。

その他

・中河原農地の違反転用行為について

議 長 いかがですか。

若 菜 委 員 この是正通知主訴はどういうものですか。いつまでに撤去するなど、期限は切られていますか。

事 務 局 特には是正の期限は設けずに通知を作っております。

座間市長名では是正を行いなさいという通知と、農業委員会からは是正を行いなさいと

いう通知、2通を送達して、口頭で是正指導を行いました。

若 菜 委 員 力がないから、是正しませんよね。何かいい方法はないですか。もう県に出てきてもらうしかないのだから。何年このようなことが続くのか分らないと思います。何かうまい方法があれば、もう既にやっているのかもしれないのですが。

議 長 いずれにしても、次の段階で、 さんに出てきていただければ、県と市が立ち会った中で、また改めて指導というような、そういう事務处理的な段階を踏んでいくしかないのかと思うのです。言われることは本当によく分かります。

若 菜 委 員 このフレキシブルコンテナバッグは、もうかなり劣化してしまっているはずなのですが、写真で見る限りは新しいフレキシブルコンテナバッグに直ってしまっているみたいな感じなのですが、写真の撮り方がよいだけですか。つてしまったら、多分これは全部、崩れてしまうと思います。

これから先というか、5月、6月になったら、もう田植が始まったり、終わったりする時期ですから、これが崩れてしまったら大変だと思うのです。直せと言うのもそうですが、フレキシブルコンテナバッグを何とか先にしてもらいたいと思います。

議 長 24日にお伺いしたときも、この辺の話もさせていただいて、用水に土砂が搬入してしまうと、それこそ農業者は困りますので、その辺の話もさせていただいております。

ほかに何かありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議 長 以上で、令和7年第3回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時11分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

3 番 _____

10 番 _____